

防府市高齢者食生活改善事業実施要綱

平成 12 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この事業は、高齢者等及びその家族を対象に高齢者等の食生活改善及び栄養改善等の相談・指導を実施することで、高齢者等の生活の質の確保を図るとともに、もって、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は防府市とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

(事業対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、市内に居住する次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業の対象者のうち、特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者（以下「短期集中予防型サービス事業対象者」という。）
- (2) 前号を除くおおむね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者
- (3) 前各号に掲げる者の家族

(事業の内容)

第 4 条 前条第 1 号の短期集中予防型サービス事業対象者を対象とする事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 管理栄養士が事業対象者宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を短期的に実施する短期集中予防型サービスの実施
- 2 前条第 2 号及び第 3 号の者を対象とする事業の内容は次に掲げるものとする。
 - (1) 管理栄養士が事業対象者宅を訪問して行う、必要な相談、指導等の実施

- (2) 管理栄養士が事業対象者に対し食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催
- (3) 事業対象者に対し食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善指導員、ボランティア等）に対する研修の実施
- (4) 在宅栄養士、食生活改善指導員、ボランティア等が事業対象者宅を訪問して行う食生活改善の支援
- (5) 高齢者等の食生活上の留意点等に関する普及・啓発
(利用の申請)

第5条 事業の利用を希望する者は、防府市高齢者食生活改善事業利用申請書兼決定書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、この事業の利用について、次のとおり決定する。

(1) 短期集中予防型サービス事業対象者

当該利用希望者について、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランに基づき、利用の必要性について検討し決定するものとする。

(2) 前号以外の事業対象者

当該利用希望者について、利用の必要性について検討し決定するものとする。なお、要支援認定のある者については、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランを、要介護認定のある者については、ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランを必要とする。

2 前項各号の規定によりサービス利用の可否を決定したときは、利用希望者等に速やかに通知するものとする。

(事業の実施)

第7条 事業の実施に当たっては、栄養士の資格を有する者等専門的知識及び経験を有する者が行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制整備を図らなければならない。

3 事業の実施に当たっては、関係団体及び関係機関等と連携・調整を図らなければならない。

4 第4条第1項第1号の事業の利用は原則1回とし、実施期間は6か月に8回程度とする。ただし、6か月を経過する前に目的が達成された場合、又は事業対象者から利用中止の申し出があった場合は、この限りではない。

5 第4条第2項第1号の実施期間は、おおむね3か月から6か月程度とする。ただし、おおむね3か月から6か月を経過する前に目的が達成された場合、又は事業対象者から利用中止の申し出があった場合は、この限りではない。

(事業の実施費用)

第8条 事業対象者の費用負担は無料とする。ただし、事業対象者が会場を指定した場合などの会場借り上げ料等、事業対象者に起因し生じた費用については、事業対象者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

防府市高齢者食生活改善事業利用申請書兼決定書

年 月 日

(宛先)防府市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____
 利用希望者との続柄 _____

利 用 希 望 者	ふりがな 氏名	_____ (印)	性 別	男・女	生年 月日	M・T・S 年 月 日	満 才
	住所	防府市 (電話) _____					
	介護保険 等の状況	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 事業対象者(チェックリスト該当者) <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 <input type="checkbox"/> 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> 身体障害者() <input type="checkbox"/> その他()					
担 当 ケ ア マ ネ	事業者 名等	_____ (電話) _____					
	氏 名	_____					
利 用 内 容	<input type="checkbox"/> 管理栄養士が利用希望者宅を訪問して行う必要な相談・指導 <input type="checkbox"/> 在宅栄養士、食生活改善指導員、ボランティア等が利用希望者宅を訪問して行う食生活改善の支援						
申 請 理 由	_____						

本申請に係る決定及び本事業実施にあたり、私または私の家族に関する個人情報で必要な事項を、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス提供事業者等関係機関に照会・情報提供することに同意します。

 上記の者に対して、下記のとおり決定してよろしいか伺います

合議	担当	係長	課長補佐	課長	月 日

総合判定 1 - 1. 短期集中予防型サービス該当 1 - 2. 短期集中予防型サービス以外該当
 2. 非該当 (理由 _____)

防府市高齢者食生活改善事業利用申請書兼決定書

年 月 日

(宛先)防府市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

団体名	
教室、研修名等	
場 所	
参加人数	名
利用内容	<input type="checkbox"/> 食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催 <input type="checkbox"/> 食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者(在宅栄養士、食生活改善指導員、ボランティア等)に対する研修の実施
申請理由	
話して欲しい内容等	

上記の者に対して、下記のとおり決定してよろしいか伺います

合議	担当	係長	課長補佐	課長	月 日

総合判定

1. 該当 2. 非該当 (理由 _____)